

取扱区分:「公開」

第23回周南市都市計画審議会

議 事 録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております
(発言そのものの記載ではありません)

平成27年7月14日(火) 10時～
周南市市民館 2階大会議室2

第23回都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成27年7月14日（火） 10時～
- 2 開催場所 周南市市民館 2階大会議室2
- 3 出席委員 石川英樹会長・小野英輔委員・目山直樹委員・西田孝美委員・佐野弘委員・井本義朗委員・金子優子委員・田中和末委員・土屋晴巳委員・福田唯史委員・黒元直人委員・梶山正一委員・財津恵子委員・清水保子委員・横山和人委員・柴崎和彦委員
- 4 欠席委員 岸村敬士委員・廣川誠一委員
- 5 出席幹事 課長 有馬善己 ・ 課長補佐 高瀬文三郎
- 6 事務局 都市整備部次長 國澤 智己
都市計画課 吉武係長・福田
- 7 関係人 河川港湾課 磯村課長補佐
- 8 傍聴者 傍聴定員10名のうち傍聴者0名
- 9 議題及び内容
① 周南都市計画臨港地区の変更について（山口県決定）
- 11 議事の要旨

開会 10時

開会宣言

委員の定数報告

部次長挨拶

委員紹介

会長選出

(幹事)

それでは続きまして、本審議会の会長の選出についてお諮りいたします。

本審議会条例第6条の規定により、会長は委員の選挙によって定めることとしておりますが、本審議会条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、会長の選挙について出席委員に異議がないときは、指名推薦の方法により定めることができることとなっております。

どなたか、御推薦をいただけるようでしたら、指名推薦により決めさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

前年度までの都市計画審議会の中で石川委員が会長を務められておられるので、引き続き、石川委員が会長でいかがかと思います。

(幹事)

ただいま、石川先生推薦のお声がございましたが、皆さんいかがでしょうか。

それでは皆様から拍手をいただきましたので、会長には石川委員ということに決定させていただきます。

会長に選出されました石川委員には、会長席の方へお願いいたします。

それでは石川会長から一言お願いします。

(会長)

改めまして、徳山大学経済学部長を務めております石川と申します。

昨年度に続きまして、審議会会長を仰せつかりました。

都市計画がより実りあるものになるように、ひいてはこのまちづくりがもっと活性化するような、そういった審議会になるように、委員の皆様方のご協力を得ながらまとめさせていただければと思います。

是非ともご協力の方、よろしくお願い致します。

(幹事)

ありがとうございました。

続きまして、本審議会条例第6条第3項の規定に基づき、会長より、職務代理をお願いする委員を指定していただきたいと思いますが、いかかでしょうか。

(会長)

事務局とも相談しました結果、周南市コミュニティ推進連絡協議会 会長の梶山委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(幹事)

それでは、梶山委員に職務代理をお願いいたします。よろしく申し上げます。
これからの進行は、石川会長にお願いしたいと思っております。
石川会長、よろしくをお願いいたします。

(会長)

それでは、ただいまより審議に入ります。
お手元の議事次第に従い進めてまいります。初めに議事録の署名人についてお諮りしたいと思っております。
特になければ、議事録の署名委員を目山委員と横山委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、目山委員、横山委員、どうかよろしく申し上げます。
事務局から何かありますか。

(幹事)

1点お願いと1件報告がございます。
この会議は、議事録作成の都合上、録音をしております。委員の皆様には、お手数ですが、ご発言の際、お名前を名乗っていただきますよう御協力をお願いいたします。
報告としまして、本日の傍聴定数は10名でございますが、傍聴者はございません。
事務局からは以上です。それでは、審議をよろしくをお願いいたします。

(会長)

それでは、ただいまから審議を進めてまいります。
本日は、1件の諮問事項が提出されています。
本日ご持参いただいております「第23回周南市都市計画審議会議案」の議案第1号の審議をしていただきます。採決の方法は異議の有無による採決をしたいと思っております。
議題の宣言、議案の説明を幹事から受けた後、質疑をお受けいたします。
続きまして討論に入ります。その後に採決する運びとなります。
それでは幹事より、議案第1号の議題の宣言及び議案の説明をお願いします。

(幹事)

幹事の有馬です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号について、議題の宣言をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号。周都第391の1号。平成27年7月14日。

周南市都市計画審議会 会長 様。周南市長 木村健一郎。

周南都市計画臨港地区の変更について 諮問。

下記のとおり、都市計画臨港地区を変更することについて、貴会の意見を求めます。

周南都市計画臨港地区の変更 山口県決定。

都市計画臨港地区に渚町臨港地区ほか3地区を次のように追加する。

議案書の2ページをお願いいたします。

名称 渚町臨港地区。面積 約28.2ヘクタール。

商港区 約0.1ヘクタール 三笹町の一部。

工業港区 約28.1ヘクタール 渚町の一部。

名称 古市臨港地区。面積 約0.1ヘクタール。

商港区 約0.1ヘクタール 古市1丁目の一部。

名称 港町臨港地区。面積 約11.2ヘクタール。

商港区 約8.3ヘクタール 港町、浜田一丁目及び温田二丁目の一部。

工業港区 約2.3ヘクタール 港町の一部。

修景厚生港区 約0.6ヘクタール 港町の一部。

名称 臨海町臨港地区。面積 約18.0ヘクタール。

商港区 約13.8ヘクタール 臨海町の一部。

分区指定なし 約4.2ヘクタール 臨海町の一部。

合計 面積 約57.5ヘクタール。

商港区 約22.3ヘクタール。工業港区 約30.4ヘクタール。

修景厚生港区 約0.6ヘクタール。分区指定なし 約4.2ヘクタール。

位置及び区域は計画図表示のとおり。

議案書の3ページをお願いいたします。

理由。

徳山下松港は、山口県の瀬戸内海沿岸のほぼ中央に位置し、周囲を笠戸島、大津島などに囲まれた天然の良港であり、昭和26年に重要港湾として指定、昭和40年に特定重要港湾として指定、平成23年に国際拠点港湾として指定されています。

徳山地区の中心にある晴海埠頭には、バルクターミナルとして運用されている晴海9号岸壁のほか、県内最大のコンテナターミナルとして利用されている晴海7号岸壁、災害時の緊急物資受入拠点となる晴海5号岸壁などが整備されています。

新南陽地区では、増大する港湾貨物や近年の船舶の大型化に対応するため、多目的国際ターミナル事業が進められています。また、平成20年11月には大型船対応の新南陽N6岸壁（-12m）が供用開始されたところです。

今般、昭和48年に施行された山口県臨港地区区分内構築物規制条例（昭和48年山口県条例第5号）の社会情勢の変化に対応するための改正を平成16年に行い、山口県管理港湾の臨港地区の見直しを順次行ってきたところですが、徳山下松港についても臨港地区の見直しを行い、もって円滑な管理運営を行おうとするものです。

続きまして議案の説明をいたします。

議案書の4ページをお願いいたします。

位置図を示しております。

臨港地区は、徳山下松港、徳山地区において、昭和40年に約159ヘクタールを都市計画決定し、平成24年に、約381.4ヘクタールに変更しております。

今回の変更は、新南陽地区において、新たに臨港地区の指定を行うものです。

図面の赤い線で囲まれた部分、渚町臨港地区、古市臨港地区、港町臨港地区、臨海町臨港地区が、今回、新たに臨港地区として指定する箇所です。

指定範囲は、港湾管理者である山口県が管理する港湾施設と、企業用地のうち、同意を頂けた箇所について、指定の対象としています。

まず、臨港地区について、ご説明いたします。

港湾においては、船舶が利用し、係留施設等が設置される水域と、港湾活動が行われる陸域が一体となってはじめて、その機能が十分に発揮できます。

臨港地区とは、港湾における様々な活動が円滑に行われ、港湾の機能が十分に発揮できるよう、水域と一体として機能すべき陸域を指定するものであり、都市計画法において、港湾を管理運営するための地域地区として指定します。

臨港地区には、土地の利用計画や実態を踏まえ、分区を指定することされております。

周南市において定めている分区は、4種類です。

この分区内では、各分区の果たす機能に応じて、建築することができる建物や構築物の種類を、「山口県臨港地区区分内構築物規制条例」で定めています。

この条例で定めるもの以外の、分区の目的に合わない建物や構築物は、原則として建築することはできません。

これにより、港湾機能の確保や産業活動の円滑化などが図られるものです。

それでは、地区ごとにご説明させていただきます。

変更する区域が小さいので、前方のスクリーンをご覧いただきたいと思います。

初めに、渚町臨港地区です。ここは、企業用地と、港湾管理者の管理する物揚場を指定するもので、指定面積は約28.2ヘクタールとなります。

分区につきましては、商港区と工業港区に指定します。

次に、古市臨港地区です。ここは、港湾管理者の管理する物揚場を指定するもので、指定面積は約0.1ヘクタールとなります。

分区につきましては、商港区に指定します。

次に港町臨港地区です。ここは、港湾管理者の管理する埠頭及び臨港道路と企業用地を指定するもので、指定面積は約11.2ヘクタールとなります。

分区につきましては、商港区、工業港区、修景厚生港区に指定します。

次に臨海町臨港地区です。ここは、港湾管理者の管理する埠頭及び臨港道路を指定するもので、指定面積は約18.0ヘクタールとなります。

分区につきましては、商港区と、現在、周南リサイクルプラザとして利用している区域を無分区としています。

続きまして、都市計画変更の手続きでございます。

本件に関する説明会を本年4月13日に開催しました。出席者はありませんでした。

また、4月3日から4月27日まで、都市計画素案を縦覧に供し、周知を図りました。

公聴会につきましては、公述の申出がありませんでしたので開催しておりません。

続きまして、都市計画の案の縦覧でございます。

県において素案のとおり都市計画の案を決定され、6月23日から7月7日までの2週間、県都市計画課及び市都市計画課において縦覧を行いました。縦覧者はおられず、また、意見書の提出もありませんでした。

今後の都市計画の手続きでございますが、本件は山口県が決定するものでございまして、県から市に対して本件に関する意見照会があったことに伴い、本日ご審議いただいているところでございます。

ご審議いただきました結果を、市の意見として県に提出し、その後、県の都市計画審議会に付議されることとなります。

県の審議会で案のとおり決定されましたら、大臣の同意を得た上で都市計画の変更の告示を行う予定としております。県の告示が行われ、正式な決定となります。

手続きは、以上のとおりです。

議案第1号の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。幹事から説明がありましたが、第1号議案につきましてご質問がありましたらお願いいたします。

なお、議事録の作成上、ご意見、ご質問の際には名前を告げられてご発言をお願いいたします。

(委員)

今回新たに臨港地区を追加するという形をとられていますが、臨港地区の追加については、事業等の想定とか、新たに追加する経緯というのは、県の方で動いていることなので、今の説明だけでは分かりづらいところもありますが、事業等の想定があるのでしょうか。

(幹事)

この指定につきましては、平成15年に国から、本来、港湾施設として管理する必要がある施設等について、臨港地区を指定することによって管理するという方向性を全国的な考えとして示されているということで、それに従い、県におきまして、先ほど説明しました条例等の改正を行い、順次、臨港地区及び分区の指定を行っているところです。

今は事業等の話は県に確認しておりませんが、管理運営をきちんとできるように港湾施設という位置付けをして、今後、管理運営に必要な港湾施設等の整理がされるものと認識しております。

(会長)

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

(委員)

分区で商港区等4分区あるということですが、無分区という位置づけを教えてください。

(幹事)

現状に即した土地利用について分区を指定するものでございまして、将来に渡ってということもございしますが、現在、ここには周南市リサイクルプラザが立地しております。基本、港湾の位置づけは緑地になっており、今は暫定的な形で立地させていただいております。将来的にはN-7という埋立地がありますが、そちらに移ります。

暫定的ということと、現状に即した分区指定をするということから、分区の種類にそぐわないということで無分区としております。

(会長)

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

(委員)

今現在でも、建築基準法で用途制限がかかっていると思います。分区を指定することによって目的に合わない建物や構築物は原則として建築することができなくなるということですが、具体的に目的に合わない建物や構築物というのは何かあるのでしょうか。

(幹事)

仮に商港区を指定すると、基本的には法律に書いているのが、旅客又は一般の貨物を取り扱わせる目的とする区域となり、工業港区については工場、その他工業用施設を設置するための区域で、そういった建物は可能であり、それ以外の建物については規制をすることになります。

用途地域の上に分区の指定をすることで、基本、その分区の規制が上位になります。現在の用途地域ではなく、分区の規制がかかります。建ぺい、容積については用途地域の数値となります。

(会長)

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

ないようでしたら、次に議案につきまして討論に移ります。何かご意見はございませんでしょうか。

(会長)

ご意見、ご質問がないようでしたら採決を行います。

議案第1号につきまして、周南市都市計画審議会として原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議がないようですので、議案第1号につきましては、原案どおり可決することといたします。可決された案件につきましては、早速市長に答申いたします。

本日の審議は以上でございます。その他、委員の皆様から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局に進行を引き継ぎたいと思います。よろしく申し上げます。

(幹事)

事務局からの連絡事項は、特にごございません。

以上をもちまして、第23回周南市都市計画審議会を終了致します。

委員の皆様、本日はありがとうございました。ご審議、ありがとうございました。

閉会 10時40分